

差し替え情報 (令和5年度 積算資料(調査編))

番号	更新時期	頁	内容	正誤表
1	R6.1.22	2-48	第2章第4節 水質監視業務積算基準 ・積算基準(河川水質自動監視装置保守点検業務) 2. 河川水質自動監視装置保守点検業務 標準歩掛(案) (3) 車両運転費	正誤表-1参照

正誤表 - 1

改正理由	一部改正	改正 現行	
現行		改正	
		備考	
積算上の注意事項			(控え頁) 1 / 1
<p>れる場合は、標準速度を実情に応じ別途定めることができる。</p> <p>又、徒歩、船による移動を考慮する必要がある場合は、その距離を走行速度で除して所要時間を求め、運転時間に加えて移動時間とする。但し、徒歩速度は 4km/hr を標準、船による速度は実績によるものとし、著しく立地条件等が異なる場合は別途速度を設定してもよい。</p> <p>③ 使用車両 使用車両は、原則として、1500cc、ライトバンとする。但し、器材等の輸送が困難となる場合は、必要車種を計上できる。</p> <p>自動車の損料は、運転時間当り損料+供用日当り損料とし、標準状態における運転時間当り換算損料は使わない。</p> <p>自動車の燃料費は1時間当たり2.6Lとする。</p> <p>廃液の運搬は別途計上する。</p> <p>(4) 資料整理 資料整理とは、記録紙より数値を読みとり、別に定められた水質旬表、月表、年表に整理するものであり、必要に応じて計上する。 資料整理に係る作業時間は、1測定項目(1ヶ月当たり)につき技師(C) 0.13人、技術員0.13人を標準とする。</p> <p>(5) その他 夜間単価(時間外)の計上 原則、交替制は考慮しない。止むを得ない場合の時間外作業に対する積算は次の通りとする。 次の積算により超過勤務(時間外)単価を計算し、基準日額に加えるものとする。 なお、休憩時間は拘束時間が12時間以下の場合は1時間、12時間を超え24時間以下の場合2時間を標準とする。</p> <p>① 17時~22時及び5時~8時 1時間当たりの単価=基準日額/8×構成比×125/100</p> <p>② 22時~5時 1時間当たりの単価=基準日額/8×構成比×150/100</p> <p style="text-align: center;">2-48</p>	<p>現行どおり</p> <p>自動車の燃料費は1時間当たり 2.62.7L とする。</p> <p>現行どおり</p>		記載の変更